

まなや
ありがとう 僕らの学び舎

108年の歴史に幕

余市町立栄小学校閉校

余市町立栄小学校校歌

作詞 小田親儀
作曲 佐藤璋夫

- 一、青空深し起き伏せる
丘と田畑のよき眺め
栄の町の名を負いて
学ぶ春秋いざはげめ
少年われら肩上がる
- 二、海原広く見渡して
望みは遠しきたうる身
おのれを育て踏み行く
道は一すじいざはげめ
少年われら胸おしる
- 三、国の行手の世々かけて
心をみがき智をもとめ
よき師の教え敬みて
学び舎六とせいざはげめ
少年われら肩上がる

栄小学校が3月末をもって108年の歴史に幕を閉じました。昨年11月21日に行われた閉校式には学校のOBや地域の方が大勢出席し、学び舎との別れを惜しんでいました。

子どもたちはたくさんの思い出がつまった校舎に別れを告げ、この4月から大川小学校に通います。

栄小学校で学んだことを忘れずに、新しい学校で元気な学校生活を送ってください。

◆平成28年度 町政執行の基本方針／教育行政の執行方針 (P2~P4)

◆平成28年度 予算の概要 (P5~8)

【今月の記事】

◆町営住宅の入居申込を受付けします (P9)

◆余市町市民農園 利用者募集 (P16)

◆公の施設の指定管理者を指定しました (P17)

平成28年度町政執行の基本方針 (要旨)

町政執行にあたっての基本方針と重要な諸施策についてお知らせします。
平成28年度は、余市町の将来に向けたまちづくりの基本的な構想と計画を示した「第4次余市町総合計画」を基本に、町民の立場に立った行政運営を進め、町民と行政の連携により「安心して暮らせる元気にあふれたまちづくり」を推進してまいります。



町政執行方針を述べる 嶋 町長

町政執行の基本方針

1. 住み良く安心して暮らせるまちづくり

主人公である町民が、この町に住んで良かったと思えるような、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

◆町民の暮らし、健康を守るための施策の推進
◆町民生活に密着した社会資本を整備するための施策の推進

◆豊かな自然環境を保全するための施策の推進
◆災害に備えたまちづくりを進めるための施策の推進

◎地域福祉に関する施策

・相互扶助精神の高揚とボランティア活動の連携強化
・要支援者名簿情報を各関係機関などと共有し、地域ぐるみでの日常的な見守り活動や、緊急時の速やかな支援体制の構築

◎児童福祉に関する施策

・子育て支援充実のため、「余市町子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行いながら、乳幼児期の教育・保育の推進と放課後児童クラブの対象学年拡大に向けた環境整備や子育て相談支援の充実、地域子育て支援

事業の拡充

・児童虐待防止などのための連携強化

◎高齢者福祉に関する施策

・「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築
・高齢者の地域での見守り活動や福祉・介護などのサービスの適切な提供と連携強化

◎障がい者福祉に関する施策

・北後志地域自立支援協議会や、基幹相談支援センターを活用した障がい者への支援
・北後志母子通園センターを拠点とした早期療育事業の充実

◎保健に関する施策

・成人保健対策として、「余市町健康づくり計画」に基づき、関係団体との連携強化と、健康教室や健康相談の実施
・早期発見・早期治療に向けた各種がん検診、特定健康診査の実施

・母子保健対策として、訪問相談や、乳幼児健診の充実
・小樽市を含む北後志6市町村との連携による周産期医療体制の確立

・予防対策としてインフルエンザ及び、大人用肺炎球菌予防ワクチン接種費用助成の継続

・日本脳炎予防接種に対する町民への周知や実施

◎交通安全に関する施策

・交通安全意識の高揚に向けた啓発の積極的な実施

◎消費者保護に関する施策

・消費生活相談窓口である、小樽・北しりべし消費者センターの活用を広く周知

◎国民年金事業

・制度の周知活動の推進と相談業務の拡充

◎道路に関する施策

・フゴッペトンネルの安全対策工事の早期完成要望
・橋梁の長寿命化修繕計画に基づく改修事業や、町道の舗装・側溝の計画的な整備
・効果的な除排雪の実施、流融雪溝の適切な維持管理
・北海道横断自動車道余市・小樽間の朝里地区におけるインターチェンジのフルジャンクション化や町道黒川町中通2号線などの道道昇格を要望
◎河川に関する施策
・余市川の環境保全や自然環境に配慮したヌツチ川・フゴッペ川治水対策工事の計画的推進を要望
・河川愛護組合など、地域の方の協力を得ながら、治水対策や維持保全を実施
◎港湾・海岸保全に関する施策
・余市港船揚場南斜路の修繕と港湾利用者との協議による余市港湾の維持保全
・越波対策としての大川海岸護岸補強工事の早期完成と栄町地区の越波、侵食対策の要望
◎公園事業に関する施策
・施設の維持管理及び安全対策の実施
・遊具の劣化や破損状況を点検・確認し、遊具利用者の安全確保の実施と利用状況を勘案した配置計画、年次の整備
◎公営住宅に関する施策
・入居者が安心して生活できるように、「余市町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を実施
・山田団地の水洗化事業を実施
◎住宅関連に関する施策
・住宅取得などに対する新たな支援制度の実施
・不良空家住宅の除去に要する費用の一部の補助による良好な住環境の形成
◎土地区画整理事業に関する施策
・区画整理区域内における宅地の販売促進に向けた支援
◎環境に関する施策
・河川の水質調査、悪臭、騒音などの各種調査測定の実施
・地球温暖化対策として、街路灯の省エネ化に対する工事費や街灯料への助成や庁舎照明のLED化など、温室効果ガス削減の推進
・町営斎場の建替えに向けた、斎場建替基本計画の策定
◎一般廃棄物処理に関する施策
・ごみ減量化と資源リサイクルの促進

- ・ごみ出しが困難な高齢者の対策として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」の継続

◎防災に関する施策

- ・余市町地域防災計画の見直しと防災対策の整備
- ・北海道と連携した、土砂災害警戒区域などの指定と避難体制の整備
- ・北海道日本海沿岸の津波避難対策の推進
- ・災害時における確実な情報伝達手段の検討や、新たな無線システムの調査・研究
- ・避難所における防災資機材の整備
- ・町民への防災に関する情報の提供や、区会などとの連携による防災力の強化

2. 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

産業間・産学官の連携、人的パワーの活用、教育・文化芸術活動とスポーツの振興により、元気なまちづくりを進めます。

◆産業振興のための施策の推進

- ◆教育・文化・スポーツの振興を図るための施策の推進
- ◆まちづくりを担う人材を育成するための施策の推進

◎農業に関する施策

- ・果樹の奨励品種への転換、園地整備などを推進、りんご栽培の振興に向けた取り組みの支援
- ・野菜の栽培技術の確立と流通対策の推進、ミニトマト共同選果機付帯設備整備に対する支援
- ・果樹、野菜の新植・更新の資材などに係る負担軽減支援
- ・新規就農者への支援や遊休農地の利用促進を推進
- ・農村活性化センターにおいて、地元農産物の加工品開発など6次産業化に向けた支援
- ・市民農園の有効活用と適正な維持管理
- ・農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除の継続

◎林業に関する施策

- ・森林整備地域活動支援事業や未来につながる森づくり推進事業の継続
- ・森林の保全と機能回復を図るため、町有林保育事業や野そ駆除事業を実施

◎漁業・水産加工業に関する施策

- ・「つくり育てる漁業」の支援の継続及び日本海漁業振興緊急対策事業支援拡充による資源確保の取り組み強化

- ・磯焼け対策の研究調査と試験事業の継続と関係機関との連携
- ・トド被害対策への支援継続

◎6次産業化に関する施策

- ・地元農水産物を活かした産業振興の取り組み
- ・「余市」ブランド確立に向けた施策の推進
- ・ワイン教室や、生産者などを対象としたワイン講座の開催によるブランド力向上の推進
- ・道内最大の生産量を誇るワインぶどう産地を活かしたワインツーリズムなどの観光振興を含めた6次産業化の推進

◎商工業に関する施策

- ・余市中小企業相談所などへの助成継続
- ・中小企業者の経営基盤の安定化
- ・地元に着着した商店街事業への支援継続
- ・既存空き店舗の活用による起業支援継続と既存店舗に対する支援

◎観光に関する施策

- ・余市観光協会の組織基盤の強化と事業推進支援
- ・北後志地域と連携した、観光客誘致などによる地域経済の活性化
- ・連続テレビ小説「マッサン」応援推進協議会を中心に関係団体と連携した観光の振興、観光産業の活性化
- ・道の駅での観光情報の提供、地場産品の販売PR強化
- ・農道離着陸場の多面的な利活用の推進

◎労働に関する施策

- ・季節労働者の通年雇用の支援と、失業者・新規学卒者の就労支援

◎教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策

- ・子どもたちの心身の健やかな発達を育成、特色ある学校づくりの推進
- ・防災機能の充実と強化のため、非構造部材の耐震対策の推進による、学校施設の適切な維持管理と児童生徒の安全確保
- ・学習機会の提供と、創造的な文化芸術活動に対する支援
- ・生涯各期にわたりスポーツを続けられる環境整備と、各種大会・スポーツ教室の開催

◎未来を担う人づくりに関する施策

- ・福島県会津若松市から派遣される中学生との交流事業の実施、地域連携活動を通じた青少年の育成

- ・余市町図書館の児童図書及び各学校図書の実施、「余市でおこったこんな話」を冊子編集し、町内中学生に配布
- ・原爆パネル展の実施と原爆の悲惨さを伝える資料館への児童生徒の派遣事業の実施

◎人口減少問題に関する施策

- ・「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、産業の振興、移住・定住政策の促進、子育て支援や広域連携の推進による地域社会の形成

◎宇宙記念館に関する施策

- ・宇宙開発や自然、地球環境等の学習の場としての機能の充実と、記念館ならではの特色ある事業の展開

3. 町民と行政が連携して歩むまちづくり

町民の立場に立った行政運営を推進し、町民と行政の連携によるまちづくりを進めます。

- ◆協働のまちづくりを進めるための施策の推進
- ◆財政基盤の確立と効果的な行政運営を進めるための施策の推進

◎町民と行政の連携に関する施策

- ・自治基本条例の制定、ボランティア組織の紹介や相互交流の推進、地域連絡員制度の一層の充実を図り、地域住民と行政がともに課題解決していく地域づくりの推進

◎情報の共有に関する施策

- ・「広報よいち」の紙面充実、「町ホームページ」のリニューアルによる情報発信の活用と、町政懇談会や各種説明会での町民との意見交換による、情報共有化を推進

◎町民の予算説明書の全世帯配布

- ・町民の予算説明書の全世帯配布
- ◎行財政に関する施策
- ・持続可能な財政基盤確立を念頭にいたした財政の健全化
- ・インターネットを利用したクレジット納付、口座振替納税の普及と新たな納付環境の整備検討

◎職員の資質向上に関する施策

- ・職員のコンプライアンスの更なる意識向上、能力向上のための各種研修機会の拡充

◎効果的な広域行政の推進に関する施策

- ・広域交通体系の整備に向けた積極的な要請活動の推進
- ・「北しりべし定住自立圏」における、効率的・効果的な広域行政の推進



教育行政執行方針を
述べる中村教育長

学校教育では、児童生徒それぞれの個性を大切にするとともに、社会で活きる実践的な力を養うための教育の推進として、確かな学力の習得、豊かな心、健やかな体をバランスよく育む、調和のとれた教育活動の一層の充実に努めます。また、学校・家庭・地域が一体となつて、さまざまな課題の解決に努めるなど、子どもたちの確かな成長をもたらす教育を推進します。社会教育では、生涯学習社会の実現のため、自主的・自発的に、自分に適した手段・方法によって学び続けることのできる機会の提供に努めます。

また、町民が健康で心豊かに生きがいをもって、楽しみながら学び、経験や知識を地域に生かすことのできる環境づくりを推進します。

以下、教育委員会では、7つの重点目標を掲げ、教育行政の発展に全力で取り組みます。

1. 自ら学び自ら未来を切り拓く学習指導の充実

- ・変化の激しい社会において、子どもたちが自立し、たくましく生きるために必要な力を身につけるためには、基礎的・基本的な学力をしっかりと習得させ、それらを活用できる確かな力を育成することが極めて重要です。
- ・児童生徒の学力の状況を的確にとらえ、その分析と検証に基づき授業改善への取り組み
- ・学校と家庭の連携による、基本的な生活習慣や学習習慣の定着に向けた取り組み
- ・支援を必要とする子どもたちへの個に応じた適切できめ細かな教育活動の推進に向けた学習支援員の配置
- ・障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援体制の充実
- ・外国語指導助手を配置し、コミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成
- ・情報機器活用能力の向上と情報モラル教育の充実
- ・学校評議員会や学校評価制度の活用、保護者や地域住民に情報提供を行うとともに、地域に根ざした教育活

- ・動への取り組み
- ・教職員研修への積極的な参加促進や校内組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上

2. 思いやりと自ら律する心を大切に

本町の未来を担う子どもたちが、自らの存在感と将来に対する夢や目標をもち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための基本的な生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、よりよい人間関係をつくりだすためには、互いを尊重し、ともに支え合う、思いやりの心や倫理観などをもった豊かな人間性を育むことが大切です。

- ・自らが判断し、行動できる力を育てる指導の充実
- ・スクールカウンセラーを配置するなどの支援体制の充実を図り、専門的な立場からの適切な助言や支援など不登校対策の充実や余市町子どもいじめ防止条例に基づき取組みの推進
- ・教育行政・学校・地域・家庭が一体となった、「ゼロ・キャンペーン」の推進と健全育成への取り組み
- ・教職員の研修体制の確立と適切な生徒指導体制の整備・充実

3. 生命を尊ぶ心を大切に

安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成し、命を大切にすることを培いながら、心身をたくましく鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

すべての教育活動とおして、生命の尊さや安全に行動する習慣など、健康教育と安全教育の充実に努めます。

- ・生命の尊さや安全に行動する習慣など健康や安全教育の充実
- ・非行や犯罪被害の未然防止のため、指導体制の強化や学校と家庭が連携する取り組み
- ・安全マップを活用した交通安全指導の徹底や通学路の安全確保への取り組み
- ・学校施設としての教育環境の改善と施設の適切な維持管理
- ・児童の歯の健康づくりに向けたフッ化物洗口の実施
- ・学校給食調理場の環境改善、安全で安心な学校給食の提供、地産地消による食育の推進
- ・学校図書館と余市町図書館との連携による保有図書の有効活用

- ・有効活用
- ・経済的支援による均等な教育機会の確保

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の構築には、町民が生涯にわたっていつでも学ぶことができ、習得した知識・技能が適切に評価され、その成果が地域貢献に活かされること大切です。

・成人教育におけるニーズに応じた学習機会の提供

- ・高齢者教育における学習機会の充実と知識を地域に生かせる環境づくりの推進

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

健全な心身の発達を促すためには、家庭・学校・地域社会が連携して、健全育成のためのさまざまな体験を通し、青少年に良好な環境づくりが大切です。

- ・障がいのある子どもたちの体験活動の充実と交流機会の提供、関係団体と連携した支援ボランティアの育成
- ・放課後における安全で安心な子供たちの居場所の提供と地域との連携による体験活動や学習機会の提供
- ・家庭教育の大切さと、関係機関との連携による子育てに関する情報提供や子育て体験事業の実施

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

創造的な芸術文化活動の振興には、社会教育施設が有機的連携を図りながら、それぞれの機能を活かした事業活動に関する情報提供を行うことが大切です。

- ・公民館の効果的な運営と、社会教育関係団体と連携した発表、鑑賞、創作機会の提供
- ・子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館やボランティアとの連携した読書普及活動の推進
- ・郷土の歴史資料の収集、埋蔵文化財や町内文化財資料の有効活用と文化財施設の適切な保存管理

7. 体力向上と健康増進のための

スポーツ活動の振興

スポーツを通して心豊かに健康で充実した生活を送るためには、子どもから大人まで、生涯に亘り日常的にスポーツに親しむことのできる環境づくりが大切です。

- ・子どもたちの体力保持増進のため、子どもたちが所属するスポーツ関係団体との連携した取り組み
- ・スポーツ関係団体や指定管理者との連携によるスポーツの振興と健康づくりの推進

教育委員会は、本町の教育・芸術文化・スポーツの発展に向け、全力を尽くして取り組みますので、町民皆様のご理解とご協力を心からお願いたします。

平成28年度予算の概要

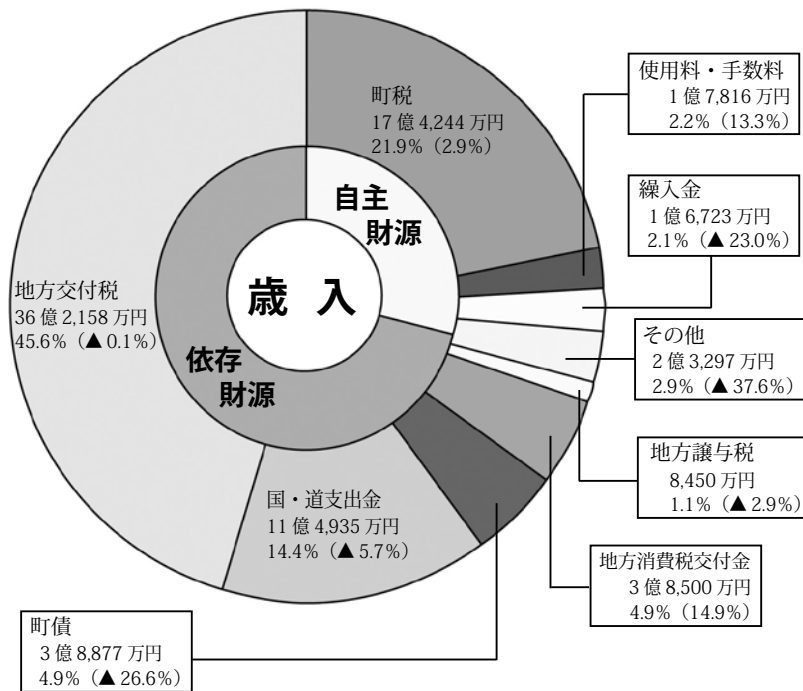
予算とは、この1年間の収入と支出の計画を定めたものです。ここでは、今年度、町がどのような収入を見込み、どのようなことに支出する予定なのかを紹介していきます。

一般会計

予算額 79億5,000万円
前年度比 2億8,500万円減 (△3.5%)

グラフの見方

科目
予算額
構成比 (対前年比)



■歳入の状況

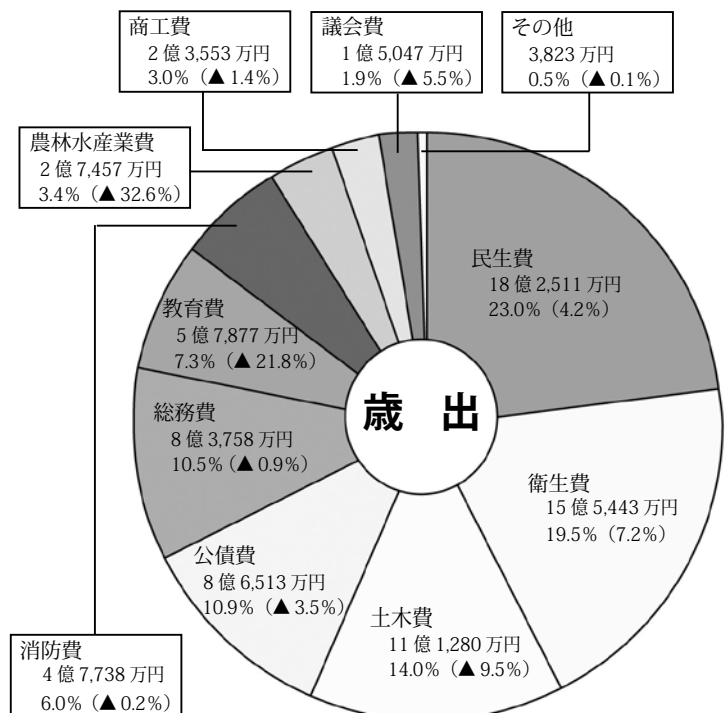
地方交付税は一定の基準により国から地方に交付されるお金で、今年度は前年比約200万円の減額を見込んでいます。町税は町民税や固定資産税の増収により前年度比約4,925万円の増額を見込んでいます。国・道支出金は特定の事業に対して国や北海道から交付されるお金で、余市郡漁業協同組合製氷貯氷施設建設事業の終了等による国庫補助金の減額等により前年度に比べ約6,975万円の減額を見込みました。

町債は特定の事業を行うために国や金融機関から借りるお金で、除雪作業車等保管倉庫建設事業・除雪トラック購入事業債の減額等により約1億4,063万円の減額を見込んでいます。

■歳出の状況

民生費は子ども・子育て支援新制度における教育・保育給付費負担金等の増額により前年度比約7,367万円の増額、衛生費は国民健康保険特別会計や水道事業会計等への繰入金等の増額により前年度に比べ約1億401万円の増額となりました。

土木費は除雪作業車等保管倉庫建設事業や除雪トラック購入事業の終了等により約1億1,649万円の減額、教育費は埋蔵文化財発掘事業の終了等により前年度に比べ約1億6,126万円の減額となりました。農林水産業費は余市郡漁業協同組合製氷貯氷施設建設事業の終了等により前年度比約1億3,258万円の減額となっています。



平成28年度の主な事業

※新規・拡充事業については、★印をつけています。

住み良く安心して暮らせるまちづくり

- ・町民の暮らし、健康を守るための施策
 - ・町民生活に密着した社会資本を整備するための施策
 - ・豊かな自然環境を保全するための施策
 - ・災害に備えたまちづくりを進めるための施策
- ★低所得により生計が困難である方が、適正な介護保険サービスを受けられるように利用者負担軽減額の一部を補助します。 …… 380万円
- ★放課後児童クラブの運営と対象学年拡大に向けた環境整備を行います。 …… 1,741万円
- ★感染症の拡大防止を図るために、定期予防接種を行います。今年度から新たに日本脳炎ワクチン接種を実施します。 …… 4,122万円
- ★老朽化が進む町営斎場の建替えに向け、「斎場建替基本計画」を策定します。 …… 324万円

主人公である町民が、この町に住んで良かったと思えるような、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- ★住環境の整備や子育て世代の移住・定住を促進するため、新築住宅または建売住宅の購入に対し補助金を交付します。 …… 1,150万円
- ★快適な住環境の整備のため、山田団地の水洗化事業に着手します。 …… 470万円
- 災害対策として、備蓄品や防災資機材を購入します。 …… 699万円
- LED電灯を含む区会街路灯の設置または更新、電料料に対し補助することで、景観保全と電力の省エネルギー化を図ります。 …… 887万円

多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

- ・産業振興のための施策
- ・教育、文化、スポーツの振興を図るための施策
- ・まちづくりを担う人材を育成するための施策

- ★高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、共同選果機の付帯設備の整備に対して補助金を交付します。 …… 200万円
- ★水産資源の安定的な確保を図るため、ナマコやカキの養殖事業への支援を行います。 …… 270万円
- ★観光客の誘致や観光産業による地域経済の活性化のため余市観光協会へ支援を行います。 …… 1,900万円
- ★小中学校において学習支援員や外国語指導助手（ALT）を活用した授業を行い、児童生徒の学習をサポートします。また、未来を担う人づくり基金を活用し、図書館用図書の充実を図ります。 …… 2,336万円

産業間・産学官の連携、人的パワーの活用、教育・文化芸術活動とスポーツの振興により、元気なまちづくりを進めます。

- 未来を担う人づくり事業として「広報よいち」に掲載している「余市町でおこったこんな話」を製本し、町内中学生を対象として配布します。また、福島県会津若松市から派遣される中学生との交流事業を実施するなど、地域連携活動を通して、本町の未来を担う青少年の育成に努めます。 …… 321万円
- 経営の不安定な就農初期段階の就農者に対し給付金を助成することで、本町の農業を担う人材の育成を支援します。 …… 3,117万円
- 空き店舗対策など、商店街事業への支援を継続して行うことで地域経済の活性化に努めます。 …… 1,110万円

町民と行政が連携して歩むまちづくり

- ・協働のまちづくりを進めるための施策
- ・財政基盤の確立と効果的な行政運営を進めるための施策

- 自治基本条例策定に向けた取り組みを行います。 …… 128万円
- 住民活動の推進のため、区会連合会や各区会の活動を支援します。 …… 368万円

町民の立場に立った行政運営を推進し、町民と行政の連携によるまちづくりを進めます。

- 様々な行政課題に対応できる職員を育成するために、職員研修の充実を図り資質向上に努めます。 …… 287万円
- 町民と行政の連携・情報共有のため、広報よいちや予算説明書を発行します。 …… 811万円

※ここでは予算の概要についてお知らせしていますが、今年も予算の内容を分かりやすく説明した予算説明書の配付を6月に予定していますので、ぜひご覧ください。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 特別会計予算の概要 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

■ 国民健康保険特別会計 ■

本会計は、本町にお住まいで他の健康保険制度に加入していない方を対象として、保険医療給付を行うことを目的に設置されている会計です。

新年度予算は、前年度に比べ700万円（0.2%）の増額となっており、加入者の保険税のほか、国・道支出金、一般会計からの繰入金により運営を行っています。

◇歳入予算額 (単位：万円)		◇歳出予算額 (単位：万円)	
区 分	予算額	区 分	予算額
国民健康保険税	4億7,243	総務費	2,421
一部負担金	0	保険給付費	21億6,429
使用料及び手数料	40	後期高齢者支援金等	2億7,767
国庫支出金	7億7,489	前期高齢者納付金等	14
療養給付費交付金	9,580	老人保健拠出金	2
前期高齢者交付金	8億4,340	介護納付金	1億514
道支出金	1億9,253	共同事業拠出金	7億4,681
共同事業交付金	7億4,682	保健事業費	1,182
繰入金	2億523	公債費	90
繰越金	100	諸支出金	100
諸収入	50	予備費	100
計	33億3,300	計	33億3,300

■ 後期高齢者医療特別会計 ■

本事業は、75歳以上（65歳から74歳で一定の障がいを持つ方を含む）の方の保険医療給付を行う事業であり、その運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行います。

本会計は、その事業のうち加入者の保険料徴収や各種申請の受付業務を行います。

新年度予算は、前年度に比べ1,900万円（5.8%）の減額となっています。

◇歳入予算額 (単位：万円)		◇歳出予算額 (単位：万円)	
区 分	予算額	区 分	予算額
後期高齢者医療保険料	2億670	総務費	317
使用料及び手数料	2	後期高齢者医療広域連合納付金	3億42
繰入金	9,687	諸支出金	40
繰越金	0	予備費	1
諸収入	41	計	3億400
計	3億400		

■ 介護保険特別会計 ■

介護保険事業は、介護サービスに係る保険給付と介護予防などを目的とする地域支援事業を行っており、これらの事業費の財源は国・道・町の公費負担と3年ごとに見直される保険料により賄われています。

新年度予算は、前年度に比べ4,695万円（2.0%）の増額となっています。

◇歳入予算額 (単位：万円)		◇歳出予算額 (単位：万円)	
区 分	予算額	区 分	予算額
保険料	4億4,799	総務費	3,033
使用料及び手数料	2	保険給付費	22億6,665
国庫支出金	6億1,312	地域支援事業費	9,607
支払基金交付金	6億5,048	諸支出金	10
道支出金	3億4,790	基金積立金	1
財産収入	1	公債費	207
繰入金	3億3,665	予備費	100
繰越金	1		
諸収入	5		
計	23億9,623	計	23億9,623

■ 公共下水道特別会計 ■

本会計は各家庭のトイレの水洗化等によるさわやかな生活を促し、環境と水質を守り美しい自然・きれいなまちづくりを進めています。

本年度は、昨年度に引き続き未普及地域の管渠整備を進めるほか、ポンプ場設備の更新を行い、施設の適正な管理と水洗化の普及促進に努めていきます。新年度予算は、前年度に比べ5,161万円（4.1%）の減となっています。

◇歳入予算額 (単位：万円)		◇歳出予算額 (単位：万円)	
区 分	予算額	区 分	予算額
分担金及び負担金	363	総務費	7,413
使用料及び手数料	2億8,011	事業費	2億7,202
国庫支出金	3,000	公債費	8億6,869
繰入金	4億6,203	予備費	6
繰越金	1		
諸収入	2		
町債	4億3,910		
計	12億1,490	計	12億1,490

■平成28年度 水道事業の主な仕事と予算のお知らせ■

◆企業会計（水道事業）

本会計は、町民の皆さんに水道水を供給する事業であり、公営企業として事業に要する経費等の大部分は皆さんからの「水道料金収入」でまかなわれています。

新年度予算（総支出額）は、収益的支出（浄水施設の修繕費・動力費、企業債の支払利息など）と資本的支出の建設改良費は減ったものの、余市川浄水場建設関連など企業債の元金償還額が増えたため、前年度に比べ1,296万円（1.2%）の増額となっています。

◇総収入（単位：万円）

収益的収入		資本的収入	
営業収益	5億7,880	出資金	2,191
営業外収益	1億2,921	工事負担金	130
		企業債	9,870
計	7億 801	計	1億2,191
		総収入	8億2,992

※総収入と総支出の差額（約2億5千万円）は、本年度の収益的支出中、「営業費用」に現金支出が伴わないもの（減価償却費等：約3億5百万円）が含まれていることと、前年度からの繰越金等で補っています。

◇総支出（単位：万円）

収益的支出		資本的支出	
営業費用	5億7,061	建設改良費	6,009
営業外費用	1億4,168	企業債償還金	3億 706
特別損失	100		
予備費	10		
計	7億1,339	計	3億6,715
		総支出	10億8,054

※収益的収入・支出とは、水道料金などの収入と、水道水をつくるための経費や施設の維持管理などの経費です。

※資本的収入・支出とは、水道施設整備をするための財源と経費です。

～空き家住宅の除却をお考えの方へ～

町では「空家住宅除却費補助制度」を予定しています

※制度の利用申込みや対象となる条件等のくわしい内容については、5月以降の広報よいちでお知らせします。

◆制度概要

町内にある不良空き家住宅を除却する場合に、予算の範囲内で除却費用（消費税等を除く）の一部に対し補助金を交付します。

不良空き家住宅とは、町の事前調査により、空家関連法令に基づく「不良住宅」の要件に該当すると判定された、おおむね1年以上居住者がいない空家状態の住宅です。

※申込については、5月以降を予定しています。

※申込み前に除却工事に着手した場合は該当となりませんので、ご注意願います。

●空き家住宅の除却を予定されている場合は、下記までお問合せください

◆問合せ まちづくり計画課（空家担当） ☎21-2124

～空き家を「売りたい」・「貸したい」は～

「しりべし空家^{バンク}BANK」がお手伝いします！

町内には、まだ居住できる空き家が多くありますが、空き家は放っておくと、年々老朽化が進み、資産価値が下がってきます。

このような空き家を、有効活用（売る、貸す等）する考えがある所有者はぜひ、しりべし空家バンクに登録してみませんか？

●しりべし空家バンクとは？

北海道、市町村と建築や不動産の専門家が共同で、空き家の持ち主と空き家を探している人との仲介役をしている組織です。

◆問合せ 後志総合振興局 建設指導課主査（開発調整） ☎0136-23-1373

まちづくり計画課（空家担当） ☎21-2124

しりべし空家バンクホームページ <http://park21.wakwak.com/~hkss/akiyabank.html>

町営住宅の入居申込を受付します

<入居資格者>

- ・現在、町内に住所または勤務先（勤務予定でも可）のある方。
- ・2人以上の家族（婚約者も含む）で入居する方。
（定められた条件を満たしている方は、特定の住宅に限り単身入居可能）
- ・申請時と入居時に連帯保証人がいる方。（連帯保証人は原則として町内在住の方）
- ・町に納付する税金および公課金を滞納していないこと。（連帯保証人も同様）
- ・定められた収入基準であること。（世帯の所得月額控除後が15万8,000円以下の方、ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯については21万4,000円以下とする）
- ・入居時に敷金を納入できる方。（決定家賃の2か月分）
- ・申込者（同居する者を含む）が暴力団員でないこと。



<申込期間> 4月1日（金）～4月11日（月）

<入居決定> 4月下旬

<募集団地概要>

団地名	建設年度	所在地	形式	戸数	備考（入居要件）
改良住宅	昭和45年度	大川町12丁目2番地	2DK	1	単身可
	昭和46年度		3DK	1	単身可
栄団地	昭和62年度	栄町254番地	3LDK	2	
大浜中団地	昭和62年度	栄町458番地	3LDK	2	
共栄団地	昭和56年度	黒川町17丁目5番地	3LDK	1	
	昭和58年度		3LDK	1	
美園団地A棟	平成7年度	美園町16番地	2DK	1	高齢者専用世帯
			2LDK	1	
美園団地B棟	平成11年度	美園町20番地2	3DK	1	
白樺団地（2階建）	昭和50年度	山田町32番地	2DK	1	
			3DK	6	
山田団地	昭和53年度	山田町392番地1	3DK	2	
	昭和61年度	山田町393番地	3LDK	1	
沢町団地	昭和54年度	沢町4丁目50番地	3DK	2	
梅川団地（平屋建）	昭和51年度	梅川町376番地3	3DK	8	
	昭和52年度		3DK	3	
梅川団地（2階建）	昭和48年度	梅川町372番地8	3DK	1	
			2DK	2	単身可
	昭和49年度		2DK	6	
			3DK	2	

※昭和45年度改良住宅（2DK・1戸）、昭和46年度改良住宅（3DK・1戸）、昭和48年度梅川団地2階建て（2DK・2戸）は、単身入居可能住宅で、単身の入居資格は、60歳以上の方等。

※美園団地A棟（2DK・1戸）は高齢者専用世帯（60歳以上）住宅ですので単身者では申込みできません。

※以上が平成28年3月31日現在の募集住宅ですが、入居申込受付開始日までに空家が出た場合は、追加で入居者を募集することがあります。

<入居可能収入>

収入基準	家族数（収入例：就労者1人の場合の年収）			
	2人	3人	4人	5人
月額15万8千円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下

◆問合せ まちづくり計画課 公営住宅グループ ☎21-2124

● ○ 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ ○ ●

◎ 国民健康保険証の手続きをお知らせします

就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それとともなって国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。

国民健康保険を脱退する手続きが必要な場合	国民健康保険に加入する手続きが必要な場合
就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	退職して職場の健康保険を任意継続しないとき
町外に転出するとき	転入された方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた方
生活保護が開始したとき	出生したとき（親が国民健康保険に加入している）
死亡したとき	

※結婚して氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合も、変更の届出が必要となります。

◎ 進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に本町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は次の書類を役場まで持参してください。

必要とする書類	学生証または在学証明書（合格通知は使用できませんのでご注意ください）
	印かん（スタンプ印は不可）
	国民健康保険証

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていきますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

◎ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金からお支払いされている方へ

4月からは平成28年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。

4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更はできませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

◎ 課税世帯の方の入院時食事代が変わります

4月1日分から、入院時食事代の自己負担額（食事療養標準負担額）が、住民税課税世帯において次のとおり変更となりますのでお知らせします。

対 象	変 更 前	変 更 後
課 税 世 帯	1食につき260円	1食につき360円
非課税世帯	変更ありません（区分により100円～210円）	

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を提示することにより、医療費と食事代が区分に応じた負担ですむため便利です。提示しなかったことで差額が生じた場合は、支給手続きをすることとなります。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

● ○ 後期高齢者医療制度のお知らせ ○ ● ～保険料率の見直しについて～

◎ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっていきます。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均 等 割 <small>(被保険者が等しく負担)</small>	平成26・27年度 (年間) 51,472円	➔	平成28・29年度 (年間) 49,809円 (1,663円減)
● 所 得 割 <small>(被保険者の所得に応じて負担)</small>	平成26・27年度 10.52%	➔	平成28・29年度 10.51% (0.01ポイント減)
● 賦課限度額 <small>(1年間の保険料の上限額)</small>	平成26・27年度 57万円	➔	平成28・29年度 57万円 (変更なし)

◎ 保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得—33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切捨て)
---	---	---	---	--

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◎ 保険料の軽減について

世帯の所得に応じて、4段階の均等割軽減措置があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	➔	4,980円	約 200円減
33万円	8.5割軽減	➔	7,471円	約 300円減
33万円+ (26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	➔	24,904円	約 800円減
33万円+ (48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	➔	39,847円	約 1,300円減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。そのほか、被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減などが該当する場合があります。

平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

▲▽ 国民年金からののお知らせ ▲▽

学生の方へ ～国民年金保険料学生納付特例制度について～

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入しなければなりません。
 しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

申請は年度ごと(毎年)に必要です。この制度は25か月前まで遡って申請できますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

- ◆対象者…大学、短大、高等学校、専門学校、各種学校等に在学する20歳以上の学生。ただし、前年所得が118万円以下の方。
- ◆未納のままだと…事故や病気で障がいになった場合に、障害基礎年金を請求することができなくなります。
- ◆承認されると…10年以内であれば追納することができます。
- ◆手続きに必要な書類等…印鑑、年金手帳、学生証または在学証明書
- ◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

「介護予防教室」の参加者とボランティア・サポーターを募集します

いくつになっても若々しく元気で過ごしたい…と、お考えの65歳以上の方のための介護予防教室を開催します。その参加者と、お手伝いをしてくれるボランティア・サポーターを募集します。

「いきいきふれあい教室」

<p>◆内容 地域に住む高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的とした教室で、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善などの介護予防に向けた学習等を行い、在宅生活の継続を支援します。また、季節行事や記念に残る作品作り、バス等で買物やドライブに出かけるなど、楽しみながら活動できる内容としています。</p> <p>◆対象者 65歳以上の町民の方で、介護予防と閉じこもり予防を目的としたいいきいきふれ</p>	<p>あい教室の趣旨を理解して参加していただける方</p> <p>◆定員 約40名</p> <p>◆期間 平成28年4月～平成29年3月まで（12か月間）24回開催</p> <p>◆曜日 月2回（ほぼ隔週）の火曜日または水曜日</p> <p>◆時間 午前11時～午後2時30分</p> <p>◆場所 主に、かるな和順（送迎あり）</p> <p>◆費用 1回500円（昼食を希望される方は別途500円）</p>
--	--

「プールウォーキング教室」

<p>◆内容 水泳協会指導のもと、プールでウォーキングをすることで、水の抵抗により筋肉に自然な負荷がかかるため、自分のペースでゆっくり歩くだけで、脂肪を燃やすだけの十分な運動ができ、筋肉も鍛えられます。</p> <p>◆対象者 65歳以上の町民の方で、毎週1～2回1時間程度の教室への参加が可能な方</p> <p>◆定員 各曜日20名（※定員になりしだい締切り）</p> <p>◆期間 平成28年5月中旬～10月中旬まで（5か月間）45回開催</p> <p>◆曜日 ①毎週水曜日（ただし7・8月は火曜日） ②毎週土曜日（ただし7・8月は金曜日）</p> <p>◆時間 午前10時30分～1時間程度</p> <p>◆場所 温水プール</p> <p>◆費用 1回100円（入場料込）</p>	<p style="text-align: center;">☆ボランティア・サポーター募集☆</p> <p>この教室の運営を手伝ってくださるボランティア・スタッフとしてサポーターを募集します。</p> <p>◆対象者 おおむね60歳までの町民の方で高齢者の心身の健康増進に理解のある方</p> <p>◆日時 平成28年5月～10月までの毎週水・土曜日（ただし7・8月は火・金曜日） 午前10時～2時間程度</p> <p>◆場所 温水プール</p> <p>◆内容 参加者への見守りや歩行補助等</p> <p>◆謝礼 1回1,000円程度</p>
---	--



「地域まるごと元気アッププログラム運動教室」

<p>◆内容 基礎体力に合った運動プログラムに楽しく参加することで、体力や筋力の向上を図ることができます。 Aクラス：いすに座ったままできる軽い体操 Bクラス：体重を支え、バランスを保つための軽い運動 Cクラス：屋内等でのウォーキングやニュースポーツ</p> <p>◆対象者 65歳以上の町民の方</p> <p>◆定員 各クラス25名程度</p> <p>◆期間 平成28年4月～平成29年3月まで（12か月間）48回開催</p>	<p>◆曜日</p> <p>①毎週金曜日 Aクラス：午前10時30分～11時30分 Bクラス：午後1時～2時 Cクラス：午後2時30分～3時30分</p> <p>②毎週水曜日 混合クラス：午前10時30分～11時30分</p> <p>◆場所 Aクラス：中央公民館 B・Cクラス：勤労青少年ホーム 混合クラス：福祉センター</p> <p>◆費用 1か月500円</p>
--	--

《介護予防教室参加者およびボランティア・サポーター申込》

- ◆申込方法** 電話または備え付けの申請書に記入のうえ、下記までお申込みください。
- ◆申請書設置および申込受付**

役場（高齢者福祉課窓口）	☎21-2119
地域包括支援センター（イオン余市店内）	☎48-6015
在宅介護支援センター（かるな和順内）	☎22-3115

障がいのある方への差別をなくすための取組がはじまります

障がいの有無にかかわらず、すべての方がともに暮らす社会の実現をめざして、『障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』が平成28年4月1日から施行されます。

この法律では、「障がいを理由とする差別」をなくすための基本的な事項や、国の行政機関・地方公共団体等・民間事業者における「障がいを理由とする差別」をなくすための支援措置などについて定めています。

◎障がいを理由とする差別とは…

不当な差別的取扱い…正当な理由なく、障がいがあるという理由だけで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。

合理的配慮の不提供…障がいのある方から、日常生活や社会生活上の妨げになるものを取り除くために必要な、何らかの配慮を求める申し出などがあった場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利や利益が侵害される場合も、差別に当たります。

◎この法律の対象範囲

対 象	不当な差別的取扱い	合理的な配慮
国の行政機関・地方公共団体等		行わなければなりません 【法的義務】
民間事業者 (個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます)		行うよう努めなければなりません 【努力義務】

※詳しくは、町ホームページのほか、内閣府の [ホームページ](#)・リーフレットをご覧ください。

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

平成28年度固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

縦覧は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧は、「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

★縦覧「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税者本人または代理人 納税者と同居の親族 納税管理人
お持ちいただくもの	納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。

★閲覧「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税義務者または代理人 納税義務者と同居の親族 納税管理人 	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	借地人、借家人等	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	固定資産の処分をする権利を有する方	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） 		

◆期 間 4月1日（金）から5月25日（水）まで（土・日・祝日除く）

◆時 間 午前8時45分から午後5時15分まで

◆場 所 余市町役場1階 税務課 課税グループ

◆問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



マッサン通信

「マッサンゆかりの町よいち情報館」が閉館しました

マッサン応援推進協議会と余市銀座商店会の共同運営により、マッサンのドラマの舞台となった本町を訪れる観光客に対し、ドラマの情報やモデルとなった竹鶴夫妻の紹介をはじめ、本町の産業、文化等の情報を幅広く発信することを目的として平成26年11月22日に開館した「マッサンゆかりの町よいち情報館」が去る2月21日をもって閉館しました。

1年3カ月にわたる期間中の入館者数は道内外からの観光客を中心に16,339人となり、「衣装などを見てドラマのシーンが蘇った」「余市町のファンになった」など、総じて高い評価をいただきました。

情報館では、これまでに展示品や余市に関する情報発信などを通して本町の良さを最大限アピールするとともに、観光客を町内観光ポイントや商店街などへ誘導することで観光振興と地域経済の活性化に一定の役割を果たしたものと考えております。

また、町民の皆様にも多数ご来館いただきました。心よりお礼申し上げます。

「リタの散歩道」の改訂版が完成しました

観光シーズンの到来を迎え、マッサン応援推進協議会では昨年作成した「リタの散歩道」の一部を改訂し、この度新たなマップが完成しました。

「マッサンとリタが愛した余市の風景を探して」というテーマで、JR余市駅前からリタロードを経由し余市川沿いを巡る約3.5km、所要時間約1時間の散歩コースとなっています。また、マップの中では、巡る際の見どころや撮影スポットなども紹介しています。

昨年の桜のシーズンでは、マップを見ながらコースを巡る観光客の姿も多数見受けられました。町民の皆さんも健康づくりを兼ねてぜひ歩いてみてはいかがでしょうか。



『リタの散歩道』ニッカウヰスキー創業者「マッサン」と特撮作家氏の友人リタさんにもご寄付された余市駅前～余市段までの「リタロード」そこからスコットランドを彷彿とさせる余市川を含む一帯の景観を「今」に伝える特撮作家とリタさんの想いとロマン」というコンセプトで散歩道として設定いたしました。

A. JR余市駅 Tohoku Station
スコットランド風の外観の余市駅は、町内各施設や観光の拠点として、近郊観光・中核観光拠点として余市駅へのアクセスが向上し、観光客の利便性を向上させています。

B. エルラプラザ (余市町観光情報センター) (Ella Plaza Tourist Information Product Center)
余市町の魅力を伝える、観光客のQ&Aやイベントやツアーの案内を兼ねながら、余市町の観光情報を発信し、観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。

C. JR余市駅前公園
JR余市駅前公園は、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。

D. ニッカウヰスキー余市蒸溜所 (Nikka Whisky Aomori Distillery)
余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。

E. 余市宇宙記念館 (Yoshiura Space Museum)
余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。

F. 余市教会・リタ幼稚園 (Yoshiura Church & Rita Kindergarten)
余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。

リタロード沿道はスコットランドの客観景
スコットランドの客観景を再現し、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。

リタロードを守る会について
余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。また、余市町の観光客の利便性を向上させる。

なお、このマップはニッカウヰスキー余市蒸溜所や余市観光協会、JR余市駅などで配布しているほか、下記ホームページからもダウンロード出来ます。

- ◆マップのダウンロードはこちらから
- マッサン応援推進協議会ホームページ <http://massanyoichi.com>
- 余市観光協会ホームページ <http://yoichi-kankoukyoukai.com>

◆◆◆観光振興と地域活性化の推進に向けて◆◆◆

◆問合せ 「マッサン」応援推進協議会 事務局（商工観光課） ☎21-2125

町が管理する都市公園の遊具の点検を実施します

町では、公園を安心安全に利用していただくため、雪解けにあわせて遊具の安全点検を実施します。

なお、点検により部分的な補修等が必要な場合には、使用禁止等の安全措置を行なう場合がありますので、公園を利用される方々には、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 建設課 建設管理グループ ☎21-2127



○●犬・猫の飼い主の皆様へ●○

最近、犬や猫の飼育に関するご近所同士のトラブルが発生しています。犬や猫を飼う場合は、ルール・マナーを守って次のことに注意し、住み良いまちづくりにご協力願います。

●犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

生後 91 日以上すべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。

- ・「登録」は犬の生涯に1度必要です。役場環境対策課窓口で申請しましょう。登録時に鑑札・犬門票を交付します。
- ・「狂犬病予防注射」は1年に1回必要です。集合注射（春・秋に実施）、または動物病院で受けましょう。注射済票を交付します。

※交付された鑑札・注射済票は首輪等に着けて万一迷子になった場合に備え、犬門票は飼育場所に掲示しましょう。また、登録犬の死亡や、所在地、所有者に変更があった時は必ず届出を行ないましょう。

●犬のけい留をしっかりとしましょう。

犬の放し飼いは、条例で禁止されています。

他人に恐怖心をあたえたり、咬みつきの事故を起こしたり、迷子、交通事故等の原因とならないよう、犬のけい留をしっかりと事故の防止に努めましょう。

●フンの後始末をしましょう。

犬が散歩時にフンをした場合、飼い主は必ずビニール袋等に入れてフンを持ち帰り、責任をもって処理をしましょう。

●野良猫へのエサやりはやめましょう。

飼い主のいない猫（野良猫）に敷地内でフンや尿をされて迷惑しているなどの苦情や相談が多数寄せられています。野良猫にエサやりしている人は、実質的な飼い主となり、その猫に対し、一定程度の責任が生じます。

野良猫へのエサやりは、絶対にやめましょう。

●猫は室内で飼いましょう。

猫を外に出すと飼い主には行動が分かりません。飼い主の目の届かないところで、フンや尿などで近隣の住民に迷惑をかけ、トラブルになるケースが多く見受けられます。猫は室内で飼いましょう。

◆問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



■□小型電子・電気機器回収のお知らせ□■

町では、平成23年11月より小型の電子・電気機器やその他付属品等を町内各所に設けた回収ボックスにおいて、無料で回収しリサイクルを行っています。ごみの減量化・再資源化のためご協力をお願いします。

※回収ボックス投入口（30cm×30cm）に入る大きさのみに限ります。

◆廃棄するときの注意事項

○家電リサイクル法の対象機器（ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は対象外です。

○ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディスクなどの記録媒体は対象外です。

○パソコンのデータや携帯電話のメモリーなどの個人情報情報は確実に処理されますが、データを消去してから廃棄してください。

○回収ボックスへの持ち込みは、各施設開館時間内をお願いします。

◆回収ボックス設置一覧

施設名	住所	電話番号
役場庁舎 正面玄関ホール	朝日町26番地	21-2118
中央公民館	大川町4丁目143番地	23-5001
福祉センター 1階ホール	富沢町5丁目13番地	22-6228

◆問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

余市町市民農園 利用者募集

①山田市民農園・②登市民農園の2地区を開設します。

自家用野菜・花の栽培、家族そろっての生きがいつくり、生徒・児童の体験学習などに市民農園をぜひご利用ください。

開園場所	募集区画	1区画当たりの面積	1区画の料金	開園期間
①山田市民農園 (山田町577番地)	65区画	50㎡(約15.0坪)	5,000円	5月中旬から 10月末まで
	4区画	66㎡(約20.0坪)	6,600円	
	16区画	67㎡(約20.3坪)	6,700円	
②登市民農園 (登町1939番地1)	36区画	68㎡(約20.6坪)	6,800円	
	12区画	88㎡(約26.7坪)	8,800円	
	28区画	89㎡(約27.0坪)	8,900円	

※開園期間中の土、日等に野菜栽培に対応可能な職員を配置に取り組みます。

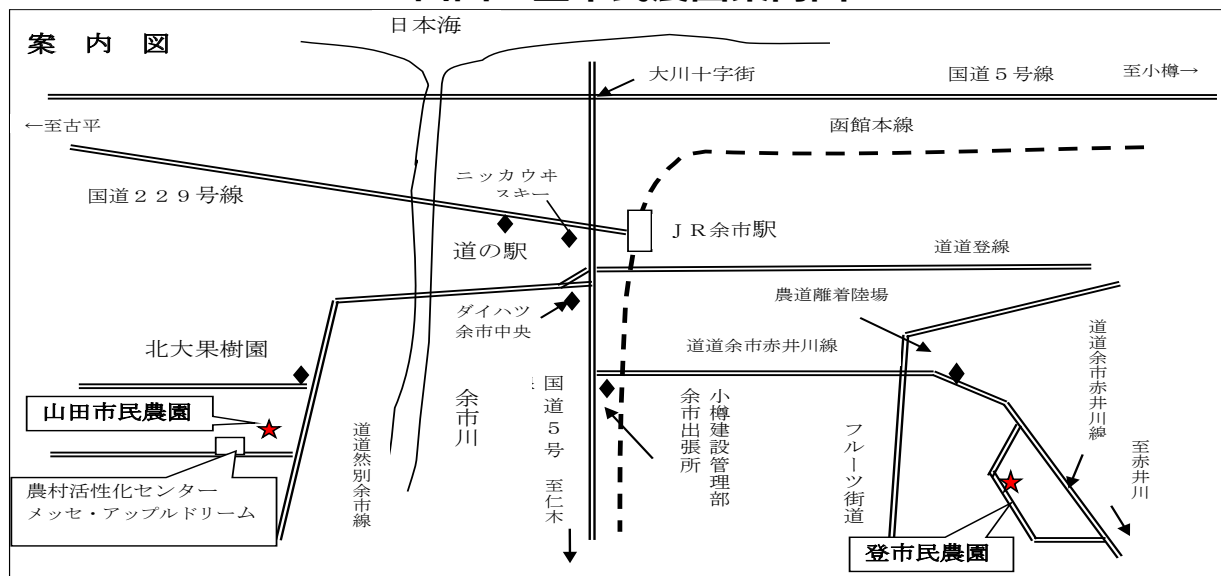
※耕起・堆肥は実施済みです。

- ◆申込み時期 4月4日(月)から4月22日(金)まで
- ◆申込み方法等 電話またはFAXで申込みください。(土、日、祝日を除く)
 - (1) 募集区画を上回る場合は、抽選とします。
 - (2) 募集区画に満たない場合は、次のとおりです。
 - ① 昨年と同じ区画場所を希望する方は同じ区画を利用できます。
 - ② 1名で2区画まで利用できます。
 - ③ 登市民農園については、個人・団体・グループでの利用も可能です。

- ◆申込み 農村活性化センター(メッセ・アップルドリーム)
 - ☎23-5568・FAX 23-2189
 - 農林水産課 ☎21-2123・FAX 21-2144



～山田・登市民農園案内図～



パブリックコメントの結果について

「余市町子どもの読書活動推進計画(素案)」について、パブリックコメントを実施した(11月2日～12月4日)ところ、町民の皆様から15件のご意見等が寄せられました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本計画は、寄せられたご意見を参考にさせていただき、策定しました。

寄せられたご意見の内容と、ご意見に対する教育委員会の考え方、また策定した計画については4月1日以降、町および図書館のホームページで公表するとともに、役場教育委員会、中央公民館、福祉センター、図書館に掲示しますので、ご覧ください。

- ◆問合せ 余市町図書館 ☎22-6141

公の施設の指定管理者を指定しました

◎指定管理者制度とは

町民の皆さんが利用する「公の施設」の管理・運営に、民間企業等が持つノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に設けられた制度です。

◎施設の名称と指定管理者

今回指定された施設名と指定管理者（町に代わって施設の管理・運営を行う法人、団体など）は、下記のとおりです。

なお、各施設の利用や申込み方法などは、施設、指定管理者または所管課に問合せください。

施設の名称	指定管理者	指定期間	所管課
黒川町営駐車場 黒川第2町営駐車場 ☎ 22-5848	株式会社 古垣建設 ☎ 22-5578	平成28年4月 1日～ 平成31年3月31日	建設水道部建設課 ☎ 21-2127
余市あゆ場公園 (パークゴルフ場等) ☎ 22-0008	株式会社 東洋実業 (余市営業所) ☎ 22-3420)	平成28年4月 1日～ 平成31年3月31日	建設水道部建設課 ☎ 21-2127
余市町総合体育館 ☎ 23-5210	株式会社 東洋実業 (余市営業所) ☎ 22-3420)	平成28年4月 1日～ 平成31年3月31日	教育委員会社会教育課 ☎ 23-5001
余市運動公園有料公園施設 ☎ 23-5210			建設水道部建設課 ☎ 21-2127
余市町温水プール ☎ 23-6030	特定非営利活動法人 余市水泳協会 ☎ 23-6030	平成28年4月 1日～ 平成31年3月31日	教育委員会社会教育課 ☎ 23-5001

「黄砂」の飛来に注意

黄砂現象とは、東アジアの砂漠地帯（ゴビ砂漠、タクラマカン砂漠など）や黄土地帯から強風により大気に舞い上がった黄砂が浮遊しつつ降下する現象をいいます。

日本では、上空の強い西よりの風（いわゆる偏西風）によって、大陸に近い九州や時には北海道まで運ばれることがあります。黄砂は、春に観測されることが多く、時には空が黄褐色に煙ることがあります。

北海道でも2010年（平成22年）4月2日に大規模な黄砂が観測され、札幌でも見通しが10km未満となり、気象庁にも市民から健康への影響を心配する問合せが寄せられました。

気象庁では平成16年1月から、ホームページで「黄砂情報」を提供しています（以下のURL）。

ここでは、黄砂が観測された地点の分布図（「黄砂観測実況図」）や黄砂を予測する地域（黄砂予測図）を閲覧することができます。

また、日本で広範囲に濃い黄砂を観測した場合や予測した場合は「黄砂に関する気象情報」なども発表しています。

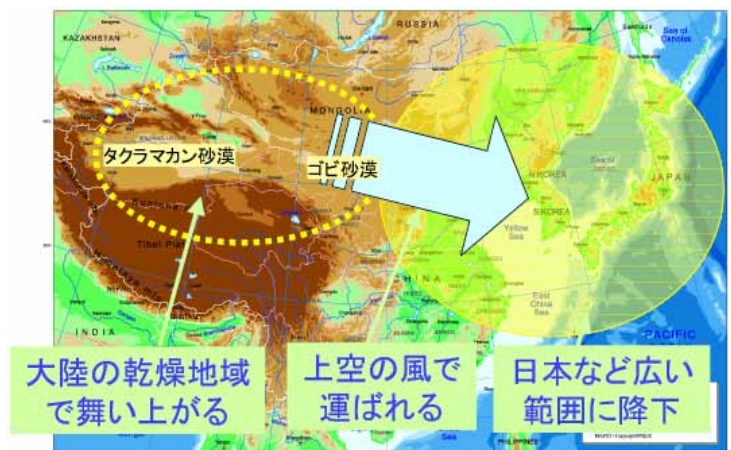
なお、環境省と気象庁が共同で情報を集めた黄砂の状況が見られるように、ホームページを開設しています。

花粉症や気管支ぜんそく等を患う方は、気象庁の黄砂情報を外出前に確認してみるのが良いでしょう。

[黄砂情報提供ホームページ]

<http://www.data.jma.go.jp/gmd/env/kosateikyuu/kosa.html>

◆問合せ 札幌管区気象台 天気相談所
☎011-611-0170



《黄砂に関する解説図》

余市町の空間放射線量率の状況

北海道が設置している広域モニタリングポスト（余市町朝日）による空間放射線量率の測定データを公表いたします。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びていますが、通常測定される「空間放射線量率」は10～60ナノグレイ毎時(nGy/h)程度で、雨が降ると一時的に上昇する場合があります。

放射線の単位

Gy (グレイ)：物質が放射線によって受けたエネルギーを表します。
地域協働推進課 ☎21-2142

測定日：2月23日～3月23日

最高値：35nGy/h

最低値：24nGy/h

平均値：28nGy/h

※空間放射線量率は平常レベルです

直近の測定結果については、町ホームページでご覧いただけます。



余市宇宙記念館からのお知らせ



余市宇宙記念館は、4月16日（土）から一般観覧開館となります。宇宙の最新情報を展示パネルや職員の見解により、わかりやすく説明します。また、宇宙や星座、航空、地球環境など、宇宙に関連した色々な教室や工作教室、科学教室などを行う「おもしろ宇宙教室」は、5月より開始します。

◆4月の行事◆

宇宙食試食会

◆内容 毛利さんが宇宙で食べた宇宙食「おもち」をご試食いただけます。

◆日時 4月29日（金・祝）、4月30日（土）

1日2回（①午前10時、②午後3時）開催。

◆定員 各回限定50名
※希望者多数の場合は抽選

天体観望会

◆日時 4月9日（土）
午後7時～8時30分

◆観測対象

木星、季節の星雲・星団

◆場所 宇宙記念館裏・道の駅第二駐車場（申込不要・現地集合・無料）

※観望会中止の場合

記念館内でプラネタリウム等を使い天体について解説します。（90分間）

※ご不明な点は電話でお問合せください。



今月の上映案内

★「3Dシアター」 ★「宇宙エレベーター」

近未来に実現が期待されている「宇宙エレベーター」をテーマとした宇宙記念館オリジナル番組。余市湾に建設された「余市アースポート」からエレベーターで宇宙に出発する夢の世界を飛び出す立体映像でお楽しみいただけます。（毎日1時間に1回上映）



★イベント上映 「4次元デジタル宇宙」

シアター（ミタカ）

◆日時 4月23日（土）

1回目：午前11時05分
2回目：午後2時05分

★プラネタリウム

CG番組と星空番組を交互に4回づつ上映
（毎日1時間に1回上映）

◆4月の休館日

18日（月）、25日（月）

◆問合せ

余市宇宙記念館
☎21-2200

★余市宇宙記念館サポートボランティアを募集しています★
◆問合せ 余市宇宙記念館 ☎21-2200

★余市宇宙記念館ホームページ
<http://www.spacedome.jp>

平成28年度 温水プール開館のお知らせ

～本年度の開館は4月12日（火）からとなります～

●開館時間等

平日（火～金曜日） 午後1時30分～8時30分（7、8月は正午からの開館となります。）

土曜日 午前9時～午後8時30分

日曜・祝日 午前9時～午後5時

休館日 毎週月曜日、祝日の翌日（月曜日が祝日の時は火曜日。なお7月、8月の休館日はありません。）

▲水泳教室参加者募集のお知らせ▽

～一般成人対象水泳教室～

☆歩く水泳の集い

（ウォーキングを中心とした水中運動教室）

◆開催日 5月12日～11月末まで
毎週木曜日（休館日、祝日を除く）

◆時間 午後7時～7時45分

※参加料は無料ですが入館料はお支払いください。

☆水泳初心者の集い

（初心者を対象とした水泳教室）

◆開催日 5月17日～11月末まで
毎週火曜日（休館日、祝日を除く）

◆時間 午後7時～7時45分

※参加料は無料ですが入館料はお支払いください。

※上記以外（小学生等）水泳教室については5月号広報でお知らせします。

◆問合せ・申込み 余市水泳協会（余市温水プール内）
（大川町9丁目3番地）☎23-6030



健康と暮らしの情報（4月号）

子育て情報『問合せ：保健課保健指導グループ ☎21-2122』

事業名	対象者	実施日	時間	会場
10か月児健診	H27年6月生まれ	7日(木)	受付12:00～12:20	福祉センター入舟分館
3歳児健診	H24年11月生まれ	8日(金)		
ママさん交流会	おおむね3歳までのお子さんとその保護者	12日(火)	10:00～12:00	中央公民館
1歳6か月児健診	H26年9月生まれ	14日(木)	受付12:00～12:20	福祉センター入舟分館
ニコニコたまご教室 (楽なお産をするために)	妊婦とその家族 ※申込みが必要です	22日(金)	13:30～15:30	中央公民館 (申込先)保健指導グループ ☎21-2122
4か月児健診	H27年12月生まれ	28日(木)	受付11:50～12:10	福祉センター入舟分館

健康づくり情報『問合せ：保健課保健指導グループ ☎21-2122』

事業名	実施日	時間	会場	備考
心の健康相談	7日(木)	13:30～15:30	倶知安保健所余市支所 ☎23-3104	3日前までに予約が必要です。 (申込先) 倶知安保健所 ※相談日は都合により変更する場合があります。 ☎0136-23-1957
認知症の介護相談	18日(月)	13:00～15:00	福祉センター入舟分館	ご自由に相談ください。
健康相談	27日(水)	9:00～15:00	余市町役場	19日(火)までに予約が必要です。

休日当番医『問合せ：保健課保健指導グループ ☎21-2122』

当番日	医療機関名	電話番号
3日(日)	脳神経外科よいち港南クリニック	21-5566
10日(日)	わたなべ内科医院	22-3989
17日(日)	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533
24日(日)	佐野内科クリニック	22-7001
29日(金)	勝田内科皮膚科クリニック	22-3843
5月1日(日)	中島内科	22-3866

※休日当番医の診療時間は9時～17時までです。
休日当番医は変更になることがありますので、
確認してから受診してください。



その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	6日(水)、20日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156 ※法律相談については 事前申込み必要
育児・子育て相談	15日(金)	13:00～16:00		
無料法律相談 (予約制)	4日(月)	13:30～14:30	中央公民館	事前申込み必要 役場総務課 ☎21-2111
	20日(水)	13:00～16:00		
	19日(火)	15:00～17:00	余市商工会議所 ☎23-2116	事前申込み必要 申込同左

注) 福祉センター入舟分館(入舟町)、中央公民館(大川町4丁目)、倶知安保健所余市支所(朝日町)、余市商工会議所(黒川町3丁目)

== 無料法律相談のご案内 ==

町では毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。

金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

- ◆開設日 毎月第3水曜日
- ◆場所 中央公民館
- ◆開設時間 午後1時～4時

- ◆相談時間 1人30分(6人まで)
- ◆予約受付 相談は、事前に予約が必要です。
- ◆問合せ 総務課 総務グループ
☎21-2111



募集

農村活性化センターから

①・②ともに申込みと開催場所、農村活性化センター(メッセ・アップルドリーム) 5568・FAX23-21189)です。

①りんごの花押し花サークル

日時 4月20日(水) 午前9時30分～正午

講師 村山洋子先生

②余市町農業学校受講者募集

町では、広く都市住民を対象に、果樹の農作業体験や加工体験学習の中で、農業・農村に対する理解を深めていただくため、余市町農業学校を開設します。

期間 5月～翌年3月

場所 農村活性化センター

参加対象者 町内外の農業者以外の方

募集人員 30名

学習内容

(1)農作業体験学習

5月：りんごの花摘み作業体験

6月：りんごの摘果作業体験

7月：カーブツの収穫作業体験

9月：りんごの葉摘み玉回し作業体験

10月：りんごの収穫作業体験

3月：果樹の剪定作業体験

(2)農産加工体験学習

7月：カーブツの加工作業体験
申込み 4月1日(金)～28日(木)までに、電話またはFAXで申込みください。(土日、祝日を除く)

各種自衛官等募集

幹部候補生(一般・歯科・薬剤)、医科・歯科幹部、自衛官候補生(男子)を募集します。
※細部応募資格等については、問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所(小樽市稲穂2-22-4樽石ビル2F) (☎0134-22-5521)

国税専門官募集

受験資格

①昭和61年4月2日から平成7年4月1日生まれの者

②平成7年4月2日以降生まれの者で大学を卒業したなど別に定める者

申込期間

(受付は、インターネットでの申込みとなります)

4月1日(金)午前9時～4月13日(水)受信有効

申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

試験日程

第1次試験 [基礎能力試験、

専門試験] 5月29日(日)

第1次試験合格発表日 6月28日(水)

第2次試験

【人物試験および身体検査】

7月12日(火)～20日(水)のうち指定する日

最終合格者発表 8月22日(月)
問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当(☎011-231-5011 内線2315) または余市税務署(☎22-2093)

お知らせ

余市消防署からのお知らせ

津波等に対する避難について

(津波が発生した時に、どのように避難したらよいか)

「津波警報」が発表されたり、テレビやラジオ等の放送で住民の方々に伝達されます。

市町村が緊急時における避難場所等を指定していますので、近くの高台や指定避難場所に避難してください。

津波は繰り返しますので、一度避難をしたら、しばらくは避難を継続してください。第一波が小さくても、後からくる波の方が高い場合があります。

逃げ切れない時は、近くにある鉄筋コンクリート造りの頑丈な建物などへ避難してください。

○火災予防運動の実施について
4月下旬に春の全道火災予防運動が実施されます。行事等の開催にあたり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○住宅用火災警報器の維持・管理について！
定期的に作動確認をしても音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障ですので取扱説明書をご覧ください。
ホコリなどが付くと感知しづらくなります。一年に一回程度よく絞った布で汚れを拭き取ってください。

○悪質な訪問販売等にご注意！
消防署が直接住宅用火災警報器や消火器を訪問販売したり、特定の業者に商品の斡旋をし、販売を依頼することはありません。

○善意で使用された消火器が補償されます！
町内で発生した火災を消すため、消火活動の協力者が使用した消火器に対し、使用済みの消火器へ薬剤を再充填したり、新品の消火器と交換出来る場合があります。

◆問合せ 余市消防署 (☎23-3711)

＝ 募集・お知らせ ＝

〈余市町中小企業振興資金
融資の融資利率の
変更について〉

4月1日(金)以降の借入れ分が
ら余市町中小企業振興資金融資
の融資利率を一律0.6%引き下げ
ましたのでお知らせします。

◆融資利率

(融資期間) (利率)

- 1年以内 2・00%以内
- 3年以内 2・05%以内
- 5年以内 2・10%以内
- 7年以内 2・15%以内
- 10年以内 2・20%以内

◆問合せ 商工観光課

(☎21-2125)

児童館

黒川児童館 (入舟町23-4338)

▽おりがみの会

4月9日(土) 午後1時30分～

▽つどいの広場

4月20日(水) 午前10時～

▽ぬり絵大会

4月24日(日) 午後1時30分～

沢町児童館 (粟町3丁目23-5673)

▽大型紙芝居の会

4月9日(土) 午後1時30分～

▽つどいの広場

4月13日(水) 午前10時～

▽ボール遊びの会

4月23日(土) 午後1時30分～

〈母親クラブ入会のお誘い〉

沢町児童館母親クラブは、子ども達の健全育成のため地域に根差したボランティア活動や子育て支援を行っている団体です。親子のふれあい、スポーツや趣味を通して会員同士の親睦を図り、バザーやクリスマス会等で地域と親子・子ども同士の交流を深めています。

◆活動場所 沢町児童館

◆活動日 平日の午前中他

◆募集対象 地域の子育てに関心のある方。年齢、性別は問いません。

◆活動サークル

○幼児サークル

歌、手遊び、絵本の読み聞かせ、誕生会、季節の行事、子育て相談等



○スポーツ&文化系サークル

バドミントン、ミニバレー、クラフト、書道等
いずれも初心者、経験者問いません。おしゃべりしながら、和やかな雰囲気の中で、リフレッシュしませんか？

◆申込み・問合せ

沢町児童館 (☎23-5673)

余市町地域包括支援センターの移転について

高齢者やその家族の方等がいつでも相談できるように、余市町地域包括支援センターがフルーツ・シャトーよいち施設内から平成28年4月1日(金)よりイオン余市店1階に移転します。
地域包括支援センターは介護や高齢者福祉についての相談窓口です。気軽にご相談ください。

- ◆開設時間 午前9時～午後7時 (土・日・祝日も利用できます)
- ◆住所 余市町黒川町12丁目62番地 イオン余市店内 1階
- ◆電話 0135-48-6015
- ◆FAX 0135-48-6016

競争入札参加のために必要となる『指名願』の受付は随時行っています

町が発注する建設工事・物品購入などの入札に参加するためには、「競争入札参加資格申請書(通称『指名願』)」の提出が必要です。
入札参加の希望はあるが、「競争入札参加資格申請書」をまだ提出していない方は随時受付を行っていますので役場に提出してください。
なお、申請にあたって必要な書類などの詳細は、財政課に問合せください。

- ◆申請書様式 ①建設工事等は全道統一様式(市町村用)となります。
②物品の購入等は町独自様式となります。
独自様式については町ホームページからダウンロードも出来ますのでご利用ください。
- ◆問合せ 財政課 契約管財グループ ☎21-2114

『特定健診に関する
川柳・イラスト』
町長賞 発表!

平成27年7月より募集しておりました「特定健康診査に関する川柳・イラスト」に関して、昨年度は川柳部門において6名の方から9作品の応募がありました。

応募頂いた数々の素晴らしい作品の中から、この度、町長賞が決定しましたのでお知らせします。

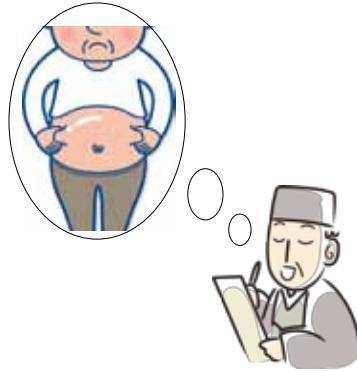
厳正なる審査の結果、町長賞に選ばれたのは、井尾 雅敏様の一句「健診を受けて安心また一年」です。井尾様には、表彰状と賞品の図書カード五千円分が贈呈されました。

そして惜しくも町長賞受賞とならなかった5名の皆様、本町の健康・健診に対する意識の向上にご尽力頂いたことに心より感謝申し上げます。

《町長賞受賞作品》



《写真：受賞した井尾さん》



また昨年度は残念ながらイラスト部門の応募はありませんでしたが、今年度も「特定健康診査に関する川柳・イラスト」を募集する予定です。どうぞ皆様ふるって応募ください。※今年度の募集の詳細は広報よいち6月号「健康ひろば」に掲載します。

昨年度の応募作品一覧

- 好景気
- 林価と血圧 上昇中
- 健診の結果届きて ケーキ喰い
- (大川町・笹浪修一郎様)
- 夏なのに
- ベルトの上に 鏡もち
- (大川町・PN：キングダム様)
- 禁煙も
- 家族の為と 健診も
- (大川町・PN：トレミー様)
- カラオケは
- 健康長寿と ボケ防止
- (大川町・吉田ハル子様)
- 今日だけは
- 禁酒禁煙 健診日
- (大川町・PN：まさとし様)
- 手をあげる
- 友の増えたる 検診日
- 血圧も
- 美人に弱い 高齢者
- (大川町・PN：tonight様)

厚生労働省からの
お知らせです

◎B型肝炎ウイルス検査は

受けましたか？



昭和23年から昭和63年までの間、満7歳になるまでに集団予防接種やツベルクリン反応検査を受けた方は、B型肝炎ウイルス感染の可能性がありません。これらの集団予防接種等により、B型肝炎ウイルスに感染された方(これらの方々の相続人を含みます。)に、病態に依りて給付金等が支給される場合があります。

給付金等を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。

裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金が支払われます。

※これらの一連の手続きの一部または全部を弁護士に依頼することが出来ます。弁護士については「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の

弁護士の連絡先を掲載しています。

※B型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、肝炎ウイルス検査(血液検査)で簡単に分かります。職場などの健康診断で肝炎ウイルス検査を受ける機会がない方は、お住まいの市町村が実施している健診や都道府県等の保健所で検査を受けることができます。詳しくは、厚生労働省ホームページで「B型肝炎訴訟」と検索してください。

◆問合せ

厚生労働省 電話相談窓口
☎03-35595-2252

余市町でおこったこんな話

余市町でおこったこんな話 その140

余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

余市町西部の道路

町内で最も古くからあった道路は、下ヨイチ運上家から浜中町を経て又ツチ川沿いに上流へ向かう道で、19世紀はじめ、幕府の命をうけたヨイチ場所の請負商人藤野喜兵衛によつて開かれたものでした。この道は稲穂峠を越えて岩内方面へ向かう道でした。次いで古いのは運上家からシリパ岬の麓にいたる海岸線の道と、余市川河口から海岸線を東に向かい栄町にいたる道で、林長左衛門によつて弘化2（1845）年に開削されました。明治15（1882）年には、黒川町から仁木、大江の開拓のために入植した人々の集落を結び道ができました。これが稲穂峠とつながる道路にかわり、その後、同20年に自動車や馬車が通ることができるよう改修されました。これが現在の国道5号線の前身です（『余市町郷土誌』）。その道路は幅が約22mあって、ほぼ現在とかわらない幅でした。同じころ、町村道（現在の町道）は路線総数が101、道路延長が約137kmありました（現在は約235km）。明治19（1886）年の市街地を記した古い絵図を見ると、沢町方面では主要幹線としての国道や町村道は見当たらず、裡道（りど）や、国道、町村道以外の道路の旧称（りど）が見えます。お寺や神社の参道と海岸線に平行に走る道とが碁盤の目のように走っていて、山側から順に梅川町裡道、中町裡道、富澤町裡道、山碓町裡道となつていきます。又ツチ川沿いは、江戸時代末から永住を許

可された漁民が多く暮らす街並みがあり、面の中では比較的後になってから家々が立ち並んだので碁盤の目のように整然とした道路が出来たものと思われまふ。又ツチ川沿いの街並みと神社側からの街並みがぶつかる沢町1丁目から3丁目までは、いくつかの「〇〇小路」が見えます。沢町2丁目では国道229号線の海側に「新小路」、さらに一本海側には「小川線（小川小路）」、沢町の消防署の西側には「徳利小路」があります。「徳利小路」は、この付近に住んでいた鍛冶屋さんのご主人が定刻になると、お酒をかうために徳利をたずさえて酒屋に通つたのでこの名がついたといわれています。酒屋さんの名前は名畑酒屋といいました（『余市文芸』第39号）。余市自動車学校の西側には「カクサン小路」があります。これは名譽町民にもなった大資産家で、ニシン漁も営んだ猪俣家（屋号、シルシが三、カクサン）の邸宅の横の小路でした。「ガンガン小路」は余市農協西部支所の前の通りでした。「ガンガン」は石油缶のことで、この付近に住んでいる人たちが、ガンをガンを使って炊き込みました（『ひびけ』第21号）。沢町小の隣のあけぼのプールの横は「水車小路」と呼ばれました。これは滝沢橋の向こうに



〔図：小路が行き交う沢町1～3丁目〕

特殊詐欺にご注意ください！！

◎還付金等詐欺の手口

- ①税務署、社会保険事務所（日本年金機構）、役場などの職員を名乗るものから「税金の還付金がある」「医療費の還付金がある」といった電話がある。
- ②「以前通知を出したが返信がない」「封書が届いているはず」などと言って信用させる。
- ③ATMのある場所まで行かせ、そこから電話で巧妙に誘導。「これからお振込みを行いますので【お振込み】 ボタンを押してください」「今から言うお客様番号を入力してください」などと言ってATMを操作させる。
- ④「【お振込み】 ボタンを押させる」ことで犯人の口座に振り込ませる。

◎注意してください

- お金を受け取る側がATMを操作することでお金が返ってくることは絶対にありません！！
- 機械の操作が苦手な高齢者がターゲットになります。
- 電話をかけながらATMを操作している高齢者を見かけたら「振り込め詐欺」かもしれません。

だまされないための3カ条

- 一. すぐに振り込まない
- 二. 家族に連絡を取り、事実を確認
- 三. 怪しいと思ったら警察に連絡

◆困ったときの相談先は？ 警察総合相談電話番号 ☎# 9110（全国共通の短縮ダイヤル）
消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

◆問合せ 町民福祉課 町民生活係 ☎ 21-2120

水車小屋があったことに由来しました（『余市町でおこったこんな話』その48、同49）。住宅地図をつぶさに見るとさまざまな発見があります。

博物館と文化財施設は4月9日(土)にオープン!



《太刀》

今年度も水産博物館と重文旧下ヨイチ運上家、史跡旧余市福原漁場、史跡フゴッペ洞窟が4月9日(土)から開館します(冬期閉館は12月12日(月)から)。博物館の常設展示では2階の展示が大きく変更になりました。江戸時代以降のアイヌ民族関係の資料を中心に、江戸時代の林家の古文書や信仰にまつわる資料を100点余り展示しています。

アイヌ民族関係資料では、オヒョウニシの木の皮をたたいてなめした繊維で作った衣服(アイヌ語でアットゥシ)をはじめ、木を削ったり物を切るときに使った万能ナイフ(アイヌ語でマキリ)があります。また、発掘調査で出土した資料では、

アイヌ民族のお墓の副葬品である青いガラス玉などを使った首飾り、銀を細工して施した太刀、銅製の金具や漆で装飾された矢筒(アイヌ語でイカヨブ)を展示しています。他にも木製のお墓の墓標(復元資料)、鹿の角に細かな彫刻を施した飾刀、アイヌの宝で円筒形や角筒形の漆器(アイヌ語でシントコ)、クマ送りの儀式で使われる花矢、祈りや祭りをするときに使用する木幣(アイヌ語でイナウ)、神に祈るときに使用する捧酒篋(ほうしゅべら、アイヌ語でイクバスィ)は町内に代々伝わった資料です。珍しい資料では、ヨイチアイヌが沖の神としてあがめたシャチを表現して作った木製の民具(アイヌ語でカムイギリ)があります。

昨年度は来館者数も増え、文化財施設も多くのお客様でにぎわいました。

今年度も多くの町民の皆様にご来館いただきたいと思います。



《衣服などが並んだガラスケース》

寿大学・女性学級合同講座開催!

～魅力あるシニアライフのために～

2月18日(木)、北海道金融広報委員会健康生きがいづくりアドバイザーの水沢裕一氏を講師に迎え、今年度2回目となる寿大学・女性学級合同の学習講座「暮らし家計応援セミナー」が開催されました。

講座は59名が受講し、医療・介護・年金などの社会保障制度について学習した後、今後のライフプラン実現や人生の満足度をあげていくためのアドバイスをいただきました。

受講生にとっては、長寿社会における暮らし方をあらためて考えることができた大変有意義な学習講座となりました。



《受講風景》

健康・生涯スポーツ教室「ゴルポッカ」

～冬・ぽっかぽかになれるスポーツ～

2月25日(木)と3月3日

(木)に、総合体育館周辺の特設コースで「ゴルポッカ教室」を行いました。ゴルポッカとは、パークゴルフのクラブを使って軟らかいボールを打ち、三角コーンに当てるとホールインとなる競技で、子どもたちから高齢者まで気軽に楽しめるスポーツです。

参加者はかんじきを履き、数人ずつのグループに分かれて10ホールの雪上コースに挑みました。雪が深く狙った所になかなかボールが飛ばず苦戦していましたが、冬でもぽっかぽか温まるスポーツを楽しむことができました。



《コーンに向かってショット!》

公民館サークル入会のご案内

公民館サークルに登録しているサークルは、広報4月号の折込チラシにあるように、詩吟・短歌・俳句など30のサークルがあります。それぞれ月1～3回公民館で活動しています。

入会希望の方は、中央公民館(☎23-5001)までお問合せください。サークル代表者の連絡先をお知らせしますので、直接そちらへ申し込んでいただきます。

開講式における中央公民館長挨拶に引き続き、オリエンテーションとして今年度の学習計画や開設する講座の内容、サークル活動等についての説明があります。また、今年度の講座は、新たな学習を取り入れるなど新鮮な内容となっています。

その後は、昨年度に引き続き、学芸員による余市の歴史探訪講座を開催します。多くの皆様の参加をお待ちしています。

●「開講式」・「歴史探訪講座」
☆4月11日(月) 午後1時30分～ 2階201・202号室

※自治会入会金を納入されていない方は、当日受付で1,000円を納入ください。

また、寿大学学生自治会定期総会も合わせて開催され、今年度の事業計画・予算等について審議されることになっています。多くの皆様の参加をお待ちしています。

来賓として町長・議会議長・町老連会長を迎え、学長である教育長が出席して開講式が行われます。

式後には、オリエンテーションとして今年度開設する学習講座・サークル活動についての説明があり、学習内容についての理解を深めます。

●「開講式」・「学生自治会総会」
☆4月14日(木) 午後1時30分～ 3階301・302号室

今年度の学習講座が始まります!
|| 寿大学は15回・女性学級は14回 ||

生涯学習だより

① 北海ソーラン太鼓少年団員募集

北海ソーラン太鼓少年団は、歴史と伝統のある北海ソーラン太鼓の技術を習得し、郷土芸能を継承することを目的に結成されました。現在、月3回の練習を重ねながら、北海ソーラン祭りや各種のイベントに参加しています。ぜひ、この機会に「北海ソーラン太鼓」を学んでみませんか。

- ◆対象 小学4年生～中学生
- ◆会費 月500円(会の運営等諸費用)
- ◆練習 月3回

◆平成28年度事業

- ・北海ソーラン祭りへの参加
- ・余市町文化祭への参加
- ・その他各種イベントへの参加

② 学校支援ボランティア募集

保護者や地域の皆さんが、ボランティアとして小・中学校の教育を支援していく「学校支援ボランティア」を募集しています。

申込みいただいた方は「学校支援ボランティア名簿」に登録され、この名簿により各学校またはコーディネーターから依頼をさせていただきます。なお、学校からの要請を受けての活動となりますので、依頼されない場合もあります。その点をあらかじめご了承ください。

昨年度は、「登校時の見守り、水泳学習・スキー学習の指導、英語授業の支援、図書整理、本の読み聞かせ」などの安全指導・教育活動・環境整備にご支援をいただきました。

◆保険について

登録者(個人または団体)はボランティア保険に加入していただきますが、保険料は教育委員会が負担します。

◆問合せ・申込み

①・②ともに中央公民館(☎23-50001)

前期公民館文化教室受講申込み

前期公民館文化教室は、5月から6月にかけて開催されます。開催教室・受講申込み等については、広報4月号の折込チラシをご覧ください。



《文化発表会に出演》



図書館のすてきな窓

★「子どもの読書週間イベント」

「おはなしせかいりょこう」
こどもの読書週間(4月23日(土)～5月12日(木))にちなんで催します。いろいろな国のおはなしをみんなでいっしょに楽しんで、「おはなしせかいりょこう」にでかけよう!

- ◆日時 4月23日(土) ①午前11時～ ②午後2時～
- ◆場所 図書館2階 視聴覚室
- ◆対象 幼児から大人まで
- ◆内容 大型絵本『三びきのやぎのらがらどん』パネルシアター『わらとすみとまめ』ほか

★「図書館一日司書」

カウンターで本の貸出しをしたり、本にカバーをかけた図書館のいろいろな仕事を体験しませんか?

- ◆日時 5月15日(日) 午後1時15分～5時
- ◆対象 町内小学5年生～中学生
- ◆募集人数 4名(応募多数の場合は抽選)
- ◆申込み 5月12日(木)までに図書館へ(電話可)
- ◆おはなし会 4月9日(土) ①午前11時～ ②午後2時～

☆本のひろば読み聞かせの会 午前10時30分～4月13日、20日、27日の各水曜日
☆今月の休館日 毎週月曜日、30日(土)は図書整理日

【大人映画会】(午後2時～)	
3日(日)	「カクテル」(洋画)
7日(木)	「ラブレター」(邦画)
14日(木)	「トランスポーター2」(洋画)
17日(日)	「明日の記憶」(邦画)
21日(木)	「戦場のピアニスト」(洋画)
28日(木)	「丹下左膳」(邦画)
【祝日大人映画会】(午後2時～)	
29日(金)	「飢餓海峡」(邦画)
【子ども映画会】(午後2時～)	
2日(土)	「ミッキーの王子と少年」
16日(土)	「クレヨンしんちゃん 嵐を呼ぶアッパレ! 戦国大合戦」

開館時間 午前10時～午後6時30分
◆問合せ 図書館(☎22-6141)
<http://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>

★「子どもの読書活動推進計画」を策定しました

本町の子どもたちが自主的に読書に親しみ、より良い読書習慣を身につけながら、自ら考え、より深く生きる力を育む環境づくりを進めるために「余市町子どもの読書活動推進計画(平成28年度～平成32年度)」を策定いたしました。

計画策定にあたっては、保育所(園)・幼稚園の保護者の方々、小中学校の児童・生徒の皆さんにはアンケート調査にご協力いただき、現場の先生たちからもいろいろな意見を伺いました。さらに、パブリックコメントを募集したところ、市民の皆さまから多くの感想、ご意見が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

この計画は、家庭・地域・学校・図書館等が協力して子どもの読書活動に関するさまざまな取組みを行っていくものです。これについて、広く市民の方々にも理解と関心を持っていただき、未来を担う子どもたちの読書活動をいろいろな場面から支援していただきますようお願いいたします。

なお、詳しい内容については図書館のカウンターと町および図書館ホームページでご覧いただけます。

★「赤ちゃんタイム」をご利用ください

毎週水曜日の午前10時～12時まで「赤ちゃんタイム」を設けました。乳幼児連れの方が気兼ねなく図書館を利用できるように、お子さんがぐずって泣いたり、おしゃべりしてもあなたがかく見守りましょうという時間です。申込不要ですので、赤ちゃんタイムを利用してお気軽にご来館ください。赤ちゃんからお年寄りまで多様な世代が気持ちよく利用できる図書館であるよう努めてまいります。赤ちゃんタイム以外のご来館も、もちろんお待ちしております。



利用者の皆様には、小さいお子さんの泣き声など「大目にもてらう」ご協力をお願いする時間でもありません。この時間内は館内が多少にぎやかになります。ご理解と協力をお願いします。

ご寄附に感謝

(順不同・敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

★社会福祉事業費の一部として

- ・余市合同青果「青友会」 一金14,906円
(ダンスパーティー益金として)

★社会福祉事業費(老人福祉)の一部として

- ・加藤 泰明(札幌市西区)
(故 加藤 正明 殿追善供養として)
一金200,000円
- ・佐々木 八重子(大川町18丁目)
(故 佐々木 正光 殿追善供養として)
一金100,000円

★図書館図書購入費の一部として

- ・余市町五番街商店会
(三吉神社例大祭出店チャリティー益金として)
一金10,000円

★余市町の未来を担う人づくり寄付金として

- ・星野 伸雄 一金30,000円

★公共施設清掃用具として

- ・余市町いきいきふれあい教室 雑 巾

4月は滞納整理強化月間です

町では、町税未納の方へ2月末に催告書を送付しましたが、納付指定期日を過ぎましても未納になっている方が見受けられます。

納税催告に応じない滞納者には、納税者との税負担の公平を期するために法律(地方税法等)に基づき、給与、預金、債権、不動産、動産等の差押を行います。

※税金滞納の有無に関わりません。下記の事項でお悩みの方はひとりで悩まずに、ご連絡・ご相談ください。

消費者金融会社・信販会社等から借金の借入・返済を繰り返し、毎月の返済により日常生活が苦しく、税金を滞納している方や既に借金を完済している方でも、過去に利息制限法で定められた利息を超えて借金の返済をしている場合があります。「過払い金請求」(不当利息返還請求)により経済的な負担や精神的な不安を軽減することができます。
「税金の滞納解消」と「生活再建」のお手伝いができればと考えています。

納税でお困りの方は、税務課へご相談ください

◆問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116



日本経済の未来は、あなたの調査票から。
経済センサス 活動調査
全国すべての事業所・企業のみならず、みなさまが対象です。
全国すべての事業所・企業が対象です。



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。



よいちの人口

〈平成28年2月29日現在〉※()内の数字は前月比

人口 19,804人 (-27)
男性 9,166人 (-18)
女性 10,638人 (-9)
世帯数 10,079世帯 (-7)

平成22年国勢調査人口・世帯数(確定値)

人口 21,258人 世帯数 9,051世帯

■広報よいち4月号(No.780)

平成28年4月1日発行

■発行 余市町

〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地

☎(0135)21-2111(代) FAX(0135)21-2144

Eメール kouhou@town.yoichi.hokkaido.jp

ホームページアドレス http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/

■編集 総務部 地域協働推進課 広報広聴グループ



～税務署からのお知らせ～

確定申告書が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど、申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき ⇒ 「更正の請求」

更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

平成23年分～平成27年分

…法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき ⇒ 「修正申告」

修正申告によって納める税額には延滞税がかかりますので、出来るだけ早く申告・納付するようにしてください。また、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税がかかる場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

平成27年分の確定申告の振替納付日

所得税および復興特別所得税	平成28年4月20日(水)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成28年4月25日(月)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

◆問合せ 余市税務署 ☎22-2093